多賀城市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の 規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年3月24日

多賀城市監査委員 菅野昌治多賀城市監査委員 根本朝栄

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施対象及び期日等

対象	監査実施日	講評実施日
選挙管理委員会事務局	3月11日(水)	
会計課	3月13日(金)	3月24日(火)
議会事務局	3月17日(火)	

3 監査の範囲及び方法

この監査は、平成26年度(監査実施時点まで)の財務事務及び事務事業の執行が、関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、提出された資料、帳簿類、証ひょう書類等を試査照合し、それらの適法性と効率性等を検討し、また、関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

別紙のとおり

平成27年3月実施定期監査結果【選挙管理委員会事務局】

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められた。なお、軽微な誤りについて改善を要するものが見られたので、留意の上、適正かつ効率的な運営に努められたい。

対		象	選挙管理委員会事務局
実	施	目	平成27年3月11日(水) 午前9時

- 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの特になし
- 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの特になし
- 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの
 - (1)服務関係の適切な処理に関すること(臨時職員の時間外勤務命令簿) 臨時職員の勤務実績報告に記載のある時間外勤務について、命令簿に記載 がされていないもの 3件
 - (2) 服務関係の適切な処理に関すること(出勤簿) 押印なし 8件

平成27年3月実施 定期監査結果【会計課】

監査の結果を全般的に見ると、関係書類等の整備において、適正な事務処 理が行われていると認められた。

今後も事務事業の執行に当たっては、適正かつ効率的な運営に努められたい。

対	象	会計課	
実	施日	平成27年3月13日(金) 午前9時	
1.	改善を要す 特になし	るもので、措置状況報告を要するもの	
2.	2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの特になし		
3.	監査実施時 特になし	に判明した軽微な訂正等を要するもの	

平成27年3月実施定期監査結果【議会事務局】

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められるが、職員の時間外勤務手当の取扱い及び政務活動費に係る旅費の計算において、一部不適切なものが見受けられた。

今後はこのことに留意の上、適正かつ効率的な運営に努められたい。

対		象	議会事務局
実	施	目	平成27年3月17日(火) 午前9時

- 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの特になし
- 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの
 - (1)服務関係の適切な処理について(職員の時間外勤務手当) 勤務時間数の端数調整処理の誤りにより、誤った時間数で時間外勤務手 当が支給されているもの 1件
 - (2) 政務活動費について 調査研究費における旅費について、日当額が誤っているもの 1件
- 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの特になし